

兵庫県日赤有功会々則

- 第1条 本会は、兵庫県日赤有功会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、日本赤十字社兵庫県支部事務局内に置く。
- 第3条 本会は、下記各号に該当する者を以って組織する。
- (1) 兵庫県支部を通じて日本赤十字社に多額の社資を拠出し、紺綬褒章を受章した者。
 - (2) 兵庫県支部を通じて日本赤十字社に前号相当の社資を拠出し、褒章条例による第1号褒状を受章した法人の代表。
 - (3) 兵庫県支部を通じて日本赤十字社から金色有功章または銀色有功章を受章した者及び同等の功績があった者。
- 第4条 前条に該当する者は、入会の申込みによって会員となる。
- 第5条 本会の目的は下記のとおりとする。
- (1) 会員相互の親睦を図る。
 - (2) 会員の協力によって、赤十字の人道的使命を広め、社会の福祉と世界の平和に寄与する。
- 第6条 本会は、前条の目的を達成するため下記に掲げる業務を行う。
- (1) 毎年1回定時総会を開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。なお、緊急やむを得ないときは、理事会をもって総会にかえることができる。
 - (2) 会員は、赤十字に対する理解を深めることにつとめ、支部事業の伸展に協力する。
 - (3) 会員は、自ら又は他と協力して新規会員を勧誘し、会勢の発展につとめる。
- 第7条 本会に下記の役員を置く。
- | | |
|-----|------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 5名以内 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

- 第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は会の運営に参画し、会務の推進にあたる。
 - 4 監事は会の経理を監査する。
- 第9条 会長、副会長は会員の中から互選する。
- 2 理事、監事は総会の議を得て会長が委嘱する。
 - 3 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 本会に名誉会長及び顧問、または相談役を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問または相談役は、役員の推薦によって会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長及び顧問または相談役は、本会の主要事項につき会長の諮問にこたえる。
- 第12条 本会に事務局を置き、事務局長及び書記若干名を置く。
- 2 事務局長は、支部事務局長を以ってこれにあてる。
 - 3 書記は事務局長の命を受け、事務及び経理を処理する。
- 第13条 本会の経費は、会員の会費及びその他の寄付金をもってこれにあてる。
- 2 会費は、年額5,000円とする。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 本会は赤十字の原則にしたがい、政治的又は宗教的目的のための活動は行わない。
- 2 この会則は、昭和40年5月27日より実施する。
- 3 この会則は、昭和53年7月15日一部改正する。
- 4 この会則は、昭和55年7月15日一部改正する。
- 5 この会則は、昭和56年7月15日一部改正する。
- 6 この会則は、平成4年6月6日一部改正する。
- 7 この会則は、平成9年6月6日一部改正する。
- 8 この会則は、平成15年4月1日一部改正する。

兵庫県日赤有功会慶弔内規

- 1 本内規は兵庫県日赤有功会会員に適用する。
- 2 本会会員が国又は地方自治体から叙位、勲章、その他名誉の表彰等を受けたときには、次により祝意を表する。
 - (1) 祝電 有功会長名、支部長名(二通)
- 3 本会会員が米寿をむかえられたときは、次により祝意を表する。(原則として総会会場で行う)
 - (1) お祝い 金10,000円
- 4 本会会員が死亡したときは、次により弔意を表する。
 - (1) 御香料 金10,000円
 - (2) 弔電 有功会長名、支部長名、事務局長名(三通)
- 5 本会会員以外の慶弔については、必要がある場合は正副会長と協議する。
- 6 上記慶弔については、本会会員及び家族等が有功会事務局に連絡を行う。
- 7 本内規は、役員会において改定することができる。

附則

- 1 本内規は、昭和56年7月4日より実施する。
- 2 本内規は、平成8年6月5日より一部改正する。

日本赤十字社有功章着用心得

- 1 有功章及び社員章は、次の場合に着用できるものとする。
 - (1) 国、地方公共団体その他公の機関の行う式典
 - (2) 日本赤十字社の行う式典
- 2 有功章及び社員章は、礼服又は平服に着用するものとする。
- 3 有功章及び社員章は、男女共左胸に着用するものとする。
- 4 有功章及び社員章は併着するものとし、胸の内側から有功章、社員章の順序に着用するものとする。
- 5 わが国の勲章等並びに外国の勲章等と併せて有功章、社員章を着用する場合は、勲章等の外側に着用するものとする。
- 6 有功章及び社員章の略綬は、それぞれ記章にかえて着用できるものとする。
- 7 有功章及び社員章の略綬は、通常男子にあつては、洋服着用の場合は左襟見返しボタン孔に、和服着用の場合は左胸に着用するものとし、女子にあつては、洋服和服問わず左胸に着用するものとする。

兵庫県日赤有功会員の退会等に関する内規

- 1 本内規は兵庫県日赤有功会会員に適用する。
- 2 本会員は、次に掲げる事由によって退会又は退会したものとみなす。
 - (1) 会員から脱会の申し入れがあつた場合
 - (2) 会員が死亡した場合（法人の場合にあつては、解散した場合）
 - (3) 会費が5年間未納の場合
- 3 会費が3年間未納の場合、会員としての資格を中断し、慶弔内規の適用やミニドック検診等は受けられないこととする。

附則

- 1 本内規は、平成17年4月1日から実施する。